

（仮称）大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、大阪狭山市（以下「市」という。）の教育行政に関し、市長及び教育委員会が、子ども、保護者をはじめとする市民の意見を斟酌し、未来に輝く教育のまちづくりにおいて果たすべき市長、教育委員会、保護者、市民及び学校園の役割を明らかにするとともに、総がかりで教育の振興に資することを目的とする。

【解説】

○第1条は、この条例の目的について、定めています。

○本条例は、市長と教育委員会が市民の意見を汲み取り、子どもたちが本市の豊富な歴史、文化を受け継ぎ、豊かな心とたくましく生きる力を育む教育を推進することやそれぞれの役割を明らかにするとともに、総がかりで教育の振興に資することについて規定しています。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (4) 学校園 小学校、中学校、認定こども園等をいう。

【解説】

○第2条は、この条例で使用する「子ども」「保護者」「市民」「学校園」について、定めています。

○「子ども」については、児童の権利に関する条約が対象を18歳未満にしていることや

児童福祉法において「児童とは、満18歳に満たない者」と規定されており、18歳未満の者としています。

○「未成年後見人」については、親の死亡などにより親権者が居なくなった場合に未成年者の代理人となり、未成年者の監護養育、財産管理、契約等の法律行為を行う人です。
(民法第838条第1号)

○「市民」については、市内に住所を有する人(住民)の他に、市外から市内の事業所に通勤する人、市外から市内の学校に通学する人、市内において事業活動、NPO活動、ボランティア活動、自治会活動など様々な活動を行なっている個人や団体をいいます。

○「学校園」については、学校教育法第1条に規定する大阪狭山市立の教育施設(小学校、中学校、幼稚園)のほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の相互的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する大阪狭山市内の認定こども園、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所としています。

(市長の責務)

第3条 市長は、教育委員会と十分な意思疎通が図られるよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4に規定する総合教育会議を一層充実させるものとする。

2 市長は、法第22条に規定する職務権限に基づき、教育施策を推進できるよう、必要な体制を整備しなければならない。

【解説】

○第3条は、市長の責務について、定めています。

○市長は、総合教育会議を教育委員会と十分な意思疎通を図ることで、今後も一層の充実をさせるものとします。

○市長は、予算の執行など教育委員会における様々な事業や施策に推進が図られるような体制整備に取り組まなければなりません。

(教育委員会の責務)

第4条 教育委員会は、法第21条に規定する職務権限に基づき、未来に輝く教育の

まちの実現のために基盤整備、環境づくり及び学びの保障に取り組まなければならない。

【解説】

○第4条は、教育委員会の責務について、定めています。

○教育委員会は、市長から独立して施策を行いますが、法により職務権限が規定されています。例えば、学校の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、教育委員会機関の職員の任免などの人事、就学事務、学校の教育課程や学習指導等、教科書、学校施設の教具や設備、校長等の研修、教育関係職員や子どもの保健や安全、安全衛生や学校給食、公民館等の事業や社会教育、スポーツ、文化財の保護に関すること、所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関することなどがあげられます。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤であることから、教育の第一義的責任を有する者として、子どもの発達の過程に応じて生きる力を育むことができるよう努めるものとする。

【解説】

○第5条は、「保護者の役割」について、定めています。

○子どもにとって家庭は育ちの基盤となる居場所です。保護者は、生活のために必要な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやりを身に付けさせるとともに、自立心を育成し、人生を充実させるため、子どもが安心して過ごせる家庭環境づくりに努めるものとします。

(市民の役割)

第6条 市民は、教育への関心と理解を深める様々な取組に参画するとともに、学校園、家庭等と相互に連携及び協力するよう努めるものとする。

【解説】

○第6条は、「市民の役割」について、定めています。

○子どもを中心に、学校園と市民が力を合わせて、学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」をはじめ、地域と連携した行事（ゲストティチャー、学習田、登下校の見守り、美化清掃、危険個所の改善など）など、まちぐるみで子どもたちを育てる場にたくさんの方々が参画しています。今後も学校を支援し、様々な交流を進めることで、教育への関心と理解を深め、子どもたちの成長を支えることに、連携及び協力するように努めるものとします。

（学校園の役割）

第7条 学校園は、一人ひとりの子どもが成長や発達の過程に応じて、主体的に学び、将来、社会において自立的に生きるための基礎を培うことができるよう、市が定める施策、取組及び目標を学校園内で共有するよう努めなければならない。

2 学校園は、学校園間で、保育及び教育の連続性を意識した連携を行い、その達成のために必要な取組を行うよう努めなければならない。

【解説】

○第7条は、「学校園の役割」について、定めています。

○学校園は子ども一人ひとりの成長に合わせて、主体的に学びながら、将来社会で自立して生きる力を育むため、市が定める施策、取組みや目標を学校園内で共有することが必要です。さらに他の学校園とも連携し、保育や教育のつながりを意識しながら取り組むことが必要です。

（教育振興基本計画の策定）

第8条 教育委員会は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めなければならない。

2 教育振興基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市における教育の基本的な目標
- (2) 前号に掲げるもののほか、市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 教育委員会は、教育振興基本計画を定めるにあたっては、その基本的な事項につ

いて、子ども及び市民の意見を反映するための適切な措置を講ずるものとする。

- 4 教育委員会は、教育振興基本計画を定めたときは、これを市議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 前各項（第2項を除く。）の規定は、教育振興基本計画を変更する場合について準用する。

【解説】

○第8条は、「教育振興基本計画の策定」について、定めています。

○教育基本法第17条2項に基づき、本市では、平成27年3月から策定し、5年ごとに見直し、計画を策定しています。策定にあたっては、市の最上位計画である「大阪狭山市総合計画」をはじめ、他の関連計画と整合を図り、子ども及び市民からの意見募集を行っています。

○策定後は、議会に報告し、市民に公表しています。

○計画を変更するときも同様に、議会に報告し、市民に公表します。

（教育振興基本計画の推進）

第9条 教育委員会は、前条第1項の規定により定めた教育振興基本計画を、市長、保護者、市民及び学校園と一体となって、推進するものとする。

【解説】

○第9条は、「教育振興基本計画の推進」について、定めています。

○教育委員会は、策定した教育振興基本計画を、市長、保護者、市民、学校園と一体となって、総がかりで取り組んでまいります。

（意見情報の共有）

第10条 市長及び教育委員会は、市における教育の振興のための施策について説明をする責任を果たすため、教育に関する情報を積極的に提供するものとする。

- 2 市長及び教育委員会は、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見を聴取するとともに、保護者、市民の意向を的確に把握し、教育行政に適切に反映させるよう努めなければならない。

【解説】

- 第10条は、「意見情報の共有」について、定めています。
- 市長と教育委員会は、教育振興のため施策を説明する責任を果たし、教育における情報提供を行います。
- 子どもの利益を最優先に考え、子どもの意見を聴き、保護者や市民の意向を把握し、教育行政に反映できるよう、努めてまいります。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

【解説】

- 第11条は、「委任」について、定めています。
- この条例を定めること以外で、条例の施行について必要な事項は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【解説】

- 条例の施行日は、令和7年4月1日に定めています。